

大磯町新庁舎整備事業

募集要項（予告編）

令和7年7月

大 磯 町

目 次

1. はじめに	1
2. 対象事業の概要	2
2-1 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名	2
(2) 施設概要	2
(3) 本事業の目的	2
(4) 本事業の基本方針	2
(5) 本事業の内容	4
3. 事業者の募集及び選定	6
3-1 募集及び選定方法	6
3-2 募集及び選定の手順	6
(1) 募集及び選定スケジュール	6
(2) 募集手続等	6
3-3 応募者の備えるべき参加資格要件	7
(1) 応募者の構成等	7
(2) 応募者に共通する参加資格	7
(3) 業務別の参加資格	9
(4) 実施体制	11
(5) 参加資格要件の確認基準日	12
3-4 提案書類の取扱い	13
(1) 著作権	13
(2) 特許権等	13
3-5 審査及び選定に関する事項	13
(1) 委員会の設置	13
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..	14
4-1 リスク分担の基本的な考え方	14
4-2 予想されるリスクと責任分担	14
4-3 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	14
(1) モニタリングの実施	14

(2) モニタリングの時期.....	14
(3) モニタリングの方法.....	14
(4) モニタリングの結果.....	14
5. その他事業の実施に関し必要な事項	15
5-1 議会の議決	15
5-2 応募に伴う費用負担	15
5-3 問合せ先.....	15

資料 1 事業予定地位置図

資料 2 想定ローリング計画図

1. はじめに

大磯町（以下「本町」という。）は、設計施工一括発注方式（以下、「DB方式」という。）を採用して、民間の技術能力を効果的に活用し、大磯町新庁舎整備事業（以下、「本事業」という。）を実施することを予定している。

本募集要項（予告編）の公表は、予定している公募型プロポーザル方式公募公告に先立って、事業内容等を具体的に示すことで、民間事業者の事業参入のための検討を容易にすることで、より効率的で実効性の高い事業実施条件を検討するために行うものである。

2. 対象事業の概要

2-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

大磯町新庁舎整備事業

(2) 施設概要

工事場所：神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地ほか

敷地面積：6,327.2 m²

対象施設：大磯町新庁舎、駐車場屋根等の附属施設、外構（駐車場ほか）

(3) 本事業の目的

現在の役場本庁舎（以下「現庁舎」という。）は、昭和 46 年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に 54 年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。

耐震性については、昭和 62 年に耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を大幅に下回る結果であったことから庁内組織・議会での検討を重ね、移転を含む庁舎建替えを行うこととした。しかし、建設費や用地取得などに係る期間を考慮し、現庁舎についてはそれまでの 10 年程度を使用するための緊急対策として、平成 13・14 年度に防災対策工事（耐震補強）を実施した。将来的に移転を含む建替えを前提とした緊急対策であったことから、基準を満たさない階層があり、また、その後約 20 年が経過しているため、災害応急活動や災害復旧活動に大きな支障が生じないよう早急な対応が求められている。

東日本大震災を受けて、耐震性の不足をはじめとする現庁舎の課題を解消するため、施設規模や建設地、施設の複合化や事業手法について調査を行い、令和 4 年 3 月に「大磯町新庁舎整備基本構想」を策定した。基本構想を踏まえ、新庁舎整備における利便性や機能性、周辺環境への影響に関する具体的な課題や諸条件を整理し、配置や建設規模、概算事業費、事業スケジュールといった設計の指針となる「大磯町新庁舎整備基本計画」を令和 5 年 3 月に策定した。

そして、これら基本構想及び基本計画を一部見直し、財政負担の軽減や工期の短縮を図りつつ、現庁舎の抱える課題解決に向け、DB 方式により、新庁舎整備を行うこととする。

(4) 本事業の基本方針

本事業の基本理念及び基本方針は、以下に掲げるものとする。

基本理念

大磯町は、先人たちから受け継いだ高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治期に発展した邸園文化などに恵まれたまちです。

新庁舎は町民ひとりひとりが大磯町の自然や歴史、文化を再発見し、新たな魅力を創造する拠点となることを基本理念とします。

基本理念

「人と地域、歴史と未来をつなぐ まちの拠点」

基本方針

(1) 防災の拠点となる安全安心の庁舎

- ・災害時の事業継続性と災害対策本部機能の充実
- ・あらゆる災害に強い防災拠点としての庁舎
- ・災害時に迅速に機能転換可能な庁舎

(2) 町民サービスの向上につながる庁舎

- ・便利で快適な来庁者窓口サービス
- ・ワンストップによる行政サービス
- ・行政手続きのデジタル化

(3) 誰もが快適で使いやすい庁舎

- ・町民が気軽に利用できるスペースの充実した開かれた庁舎
- ・誰もが分かりやすく、使いやすいユニバーサルデザイン
- ・使いやすく働しやすい庁舎を実現するための執務スペース

(4) 環境と共生する省エネルギーな庁舎

- ・2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)を視野に入れた庁舎
- ・大磯の気候風土を活かし、自然と共生する庁舎
- ・省エネ化の推進によるライフサイクルコストの削減

(5) 経済的で合理的な長く使える庁舎

- ・長寿命で、維持管理に配慮した合理的な庁舎
- ・時代環境の変容等に柔軟に対応できる庁舎
- ・DX、デジタルファースト、ペーパーレス化

(6) まちづくりの拠点となる庁舎

- ・大磯町の魅力を創造し、発信する庁舎
- ・自然を享受し、歴史や文化を感じさせるまちのシンボルとしての庁舎
- ・誰もが参加できる開かれた議会

図 1 基本構想における基本理念・基本方針

(5) 本事業の内容

1) 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する業務契約に従い、事業者が、本施設に係る設計施工等の業務を一括で行う DB 方式により実施する。

2) 事業期間

契約締結日の翌日（大磯町議会の議決日の翌日：令和 8 年 3 月予定）から令和 13 年 6 月末日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えないものとする。

契約締結	令和 8 年 3 月
事業期間	契約締結日～令和 13 年 6 月末日
設計期間	契約締結日～事業者が提案する期日
第 1 期建設工事期間 （新庁舎整備）	①建設期間： 事業者が提案する期日～令和 11 年 10 月末日 ②工事監理期間： 事業者が提案する期日～令和 11 年 10 月末日
引渡し日（第 1 期）	令和 11 年 10 月末日まで
引越期間	令和 11 年 11 月～令和 12 年 2 月末日
供用開始日（第 1 期）	令和 12 年 3 月 1 日
第 2 期建設工事期間 （既存施設等の解体・撤去、 外構等の整備）	契約締結日～令和 13 年 6 月末日
供用開始日（第 2 期）	令和 13 年 7 月 1 日

※事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする

※履行期間の短縮を提案する場合、提案書においては本町にて実施する引越期間として 4 ヶ月を確保するものとする

3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

ア 設計業務

- ① 事前調査業務（現況測量、必要に応じて地盤調査及び変位測定等）
- ② 基本設計・実施設計・解体設計業務
- ③ 積算業務
- ④ 電波障害調査業務
- ⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務

⑥ オフィス環境整備設計業務

⑦ 津波シミュレーション業務

⑧ 別途工事との調整業務

※本町が発注予定の別途工事は、今後の公募公告における要求水準書添付資料を参照すること。

⑨ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※設計業務は、設計者と施工者が協力して行うこと。

イ 建設業務

① 本事業に伴う電波障害関連業務

② 建設業務

③ 施工段階に係る各種申請等の業務

④ 工事期間中に必要な遵法化にかかる申請業務

⑤ 別途工事との調整業務

※本町が発注予定の別途工事は、今後の公募公告における要求水準書添付資料を参照すること。

⑥ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

ウ 工事監理業務

① 本事業に含まれる建設業務全般に係る工事監理業務

② 事業全体の工程管理業務

③ 別途工事との調整業務

※本町が発注予定の別途工事は、今後の公募公告における要求水準書添付資料を参照すること。

3. 事業者の募集及び選定

3-1 募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、価格とそれ以外の提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式を採用する予定である。

3-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和7年7月2日(木)	募集要項(予告編)の公表
令和7年7月15日(火)	本プロポーザルの公告
公告日～令和7年7月18日(金)	現地説明会の申込期間
令和7年7月24日(木)	現地説明会
公告日～令和7年8月1日(金)	募集要項等に関する第1回質問の受付期間
令和7年8月下旬	募集要項等に関する第1回質問に対する回答の公表
令和7年9月5日(金)	参加表明書の提出期限
令和7年9月中旬	参加資格確認結果及び受付番号の通知
令和7年8月下旬～令和7年10月10日(金)	募集要項等に関する第2回質問の受付期間
令和7年10月下旬	募集要項等に関する第2回質問に対する回答の公表
令和7年12月12日(金)	技術提案書の提出期限
令和8年1月下旬	技術提案評価実施日(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和8年2月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年2月下旬	仮契約締結
令和8年3月	本契約締結(大磯町議会の議決により)

(2) 募集手続等

1) 募集要項(予告編)の公表

募集要項(予告編)は、本町ホームページで公表する。

2) 募集要項等の交付

令和7年7月15日(火)に本プロポーザルの公告を行い、募集要項等を本町ホームページ上で公表する。

3) 募集要項等の交付以降

募集要項等の交付以降の手続きについては、募集要項等の中でその詳細について提示する。

3-3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、次に示す単独企業、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又はこれらのものと設計事務所等の協力企業とのグループ（以下「応募グループ」という。）とする。ただし、応募者は「応募者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。

- a. 単独企業、JV 又は応募グループ
- b. JV 又は応募グループでの参加の場合、すべての構成員及び協力企業の担当業務（設計、施工、工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者（以下「代表企業」という。）、その他の構成員及び協力企業の名称を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。代表企業は、JV の構成員であること。
- c. JV を組成しての参加の場合、代表企業は、JV の全構成員中最大の出資者であること。

(2) 応募者に共通する参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- a. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- b. かながわ電子入札共同システムによる令和 7・8 年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録業種が「建築一式」又は「建築設計」であること。JV 又は応募グループの場合は、全ての構成員及び協力企業が満たしていること。
- c. 公告日から選定結果通知日までの期間に、本町又は神奈川県から指名停止措置を受けていない者。
- d. 公告日から選定結果通知日までの期間に、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。
- e. 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないことと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
- f. g. ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- g. 当該年の直前 1 年の国税を滞納していないこと。
- h. 当該年の直前 1 年の地方税を滞納していないこと。
- i. 本事業における業務の開始時点で、本募集要項（予告編）「3-3（4）実施体制 3-3（4）1 統括責任者」に示す資格を有する者を統括責任者（応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JV 又は応募グループの場合は、代表企業と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できることとする。
- j. JV 又は応募グループの構成員及び協力企業が、他の JV 又は応募グループの構成員及び協力企業として参加していない者。
- k. 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社建設技術研究所

(3) 業務別の参加資格

1) 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- b. 平成 17 年度以降に日本国内で業務を完了した、令和 6 年国土交通省告示第 8 号の別添二による建築物の類型四 業務施設に該当し、延べ面積 2,500 m²以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,500 m²以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が 2,500 m²以上の場合に限る。）の基本設計及び実施設計業務を元請（JV の場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。
- c. 設計業務の開始時点で、「3-3（4）実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者（応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JV の場合は、代表企業・構成員のいずれか（ただし、設計業務者が 2 者以上の場合は、主たる設計業務者に限る。）と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

2) 建設業務に係る要件

建設業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- a. 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。また、建設業法第 28 条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定により、登録業種に係る経営事項審査を受けていること。
- c. 建設工事に係る経営事項審査の通知における総合評点が 910 点以上のものであること（令和 7・8 年度かながわ電子入札共同システム入札参加資格申請時に認定を受けた点数とする。）。
- d. 平成 17 年度以降に日本国内で業務を完了した、令和 6 年国土交通省告示第 8 号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積 2,500 m²以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四業務施設以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,500 m²以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が

2,500 m²以上の場合に限る。)の施工を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。

- e. 施工業務の開始時点で、「3-3(4)実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者及び建設主任担当者(応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表企業・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。)として配置できること。

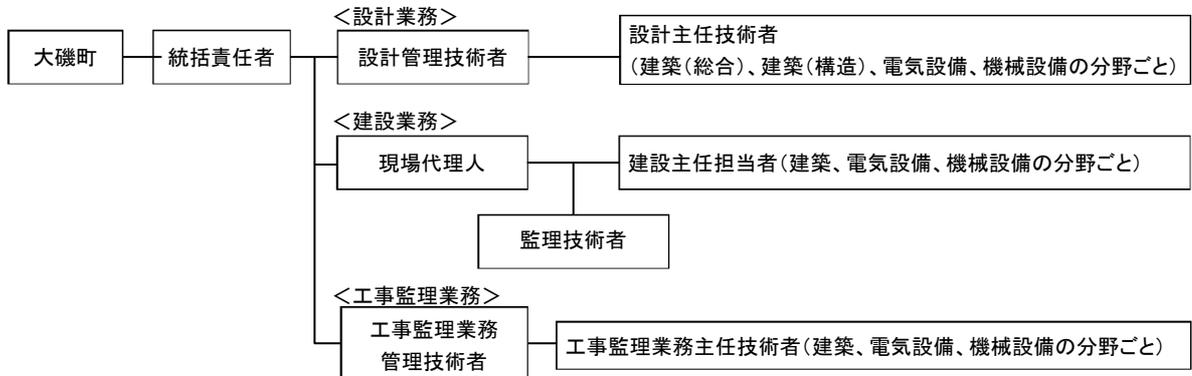
3) 工事監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- a. 建築士法第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- b. 平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500 m²以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500 m²以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500 m²以上の場合に限る。)の工事監理業務を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。
- c. 監理業務の開始時点で、「3-3(4)実施体制」に示す資格を有する者を工事監理業務管理技術者及び建築に係る工事監理業務主任技術者(応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表企業・構成員のいずれか(ただし、監理業務者が2者以上の場合は、主たる監理業務者に限る。)と前記の雇用関係にある者に限る。)として配置できること。

(4) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとします。



- ・ 統括責任者と現場代理人の兼任は、認めるものとする。
- ・ 設計管理技術者と設計主任技術者（建築（総合））の兼任は認めるものとする。
- ・ 監理技術者と施工主任担当者（建築）の兼任は、認めるものとします。
- ・ 工事監理業務管理技術者と工事監理業務主任技術者（建築）の兼任は、認めるものとします。
- ・ 設計主任技術者（電気設備）と工事監理業務主任技術者（電気設備）の兼任は、認めるものとする。
- ・ 設計主任技術者（機械設備）と工事監理業務主任技術者（機械設備）の兼任は、認めるものとする。

※ 3つ以上の兼任は不可とします。

- ・ 各配置予定技術者等については、次の 1) ～6) の資格を有することとする。
また、応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。

1) 統括責任者

- a. 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

2) 設計管理技術者及び各設計主任技術者

- a. 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任技術者は、一級建築士資格を有すること。
- b. 建築（構造）設計主任技術者は、構造設計一級建築士資格を有すること。
- c. 電気設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- d. 機械設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

※電気設備設計主任技術者及び機械設備設計主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

3) 現場代理人

- a. 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

4) 監理技術者

- a. 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
b. 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

5) 建設主任担当者

- a. 建築施工主任担当者は、1級建築施工管理技士資格を有すること。
b. 電気設備施工主任担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
c. 機械設備施工主任担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

6) 工事監理業務管理技術者及び各工事監理業務主任技術者

- a. 工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。
b. 工事監理業務主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
c. 工事監理業務主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

※工事監理業務主任技術者（電気設備）及び工事監理業務主任技術者（機械設備）のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認書を受付した日とする。ただし、募集要項等の公表後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、業務契約の契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、業務契約を締結しないこととする。

3-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、契約予定事業者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者と協議のうえ、公表する場合があるものとする。

(2) 特許権等

特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、応募者が負うものとする。

3-5 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

本プロポーザルにおける優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、学識経験者等で構成する大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行うものとする。

委員会におけるプレゼンテーション及び質疑は公開とするが、採点については非公開とする。なお、優先交渉権者の決定後、委員会の概要、採点及び講評をとりまとめて公表する。

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4-1 リスク分担の基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本町が対応すべきと認められるリスクについては、本町が責任の一部又は全部を負担することとする。

4-2 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者のリスク分担の考え方は、募集要項等の交付時において示し、詳細については業務契約書（案）において定めるものとする。

4-3 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、事業期間を通じて常に実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準（要求水準書にて提示される本町が要求するサービス水準及び事業者による提案内容）を一定限度下回る場合には、改善勧告、契約解除等の対象となる。

5. その他事業の実施に関し必要な事項

5-1 議会の議決

本町は、契約に関する議案を令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会に提出する予定である。

5-2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

5-3 問合せ先

政策総務部 総務課 公共施設係

所在地 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

電話 0463-61-4100（内線：222、329） F A X 0463-61-1991

E m a i l chousha@town.oiso.kanagawa.jp

U R L <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/index.html>